

透析医療機関等における感染拡大防止等対策支援事業実施要領

1 主旨

この要領は、長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金実施要綱（以下、「実施要綱」という。）にかかる「（12）透析医療機関等における感染拡大防止等対策支援事業」を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

2 事業の目的

透析医療においては、中断することが命に関わることであり、透析患者の大半を占める血液透析は、ほとんどの患者が週に3回通院治療を受けるなど、新型コロナウイルス感染症の流行の有無に関わらず透析医療の提供を継続する必要がある。透析医療機関で新型コロナウイルス陽性の患者や職員が発生した場合、当該透析医療機関の全ての患者を他の透析医療機関で受け入れることは、職員や設備が限られるため困難であり、当該透析医療機関が感染拡大防止対策を行いながら診療を継続することが求められる。

新型コロナウイルス感染症では医療従事者の感染や院内感染が報告されていることから、透析医療機関においては感染防止対策を行い、流行時でも透析技術を持つ職員の確保を行うことが重要であり、透析医療機関で感染者を出さない、感染拡大を最小限にするということが、感染症指定医療機関等の負担を回避することにもつながる。

以上のことから、新型コロナウイルス感染症が疑われる透析患者や濃厚接触者等になった透析患者（以下「疑い患者」という。）が、かかりつけ医療機関で継続した透析医療が診療できるよう、透析医療機関における院内等での感染拡大を防ぎながら、透析医療の体制確保を行うことを目的とし実施する。

3 事業者

県内の透析医療機関で、疑い患者を診療する医療機関として県に登録された医療機関。

4 事業の内容

新型コロナウイルス感染症の疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など院内等での感染拡大を防ぐための取り組みを行う透析医療機関等に対して、感染拡大防止対策等の支援を行う。

対象となる医療機関（病院、医科診療所）は保険医療機関に限る。

5 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

6 補助条件

- （1）本補助金の交付を受けようとするものは、補助の申請に際して、実施要綱に定めるものに加え、別紙様式第1号を作成し、知事に提出しなければならない。
- （2）補助事業者は、前項で作成・提出した別紙様式第1号に基づき、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療等について受け入れる機関として県に登録され、個人情報等を除く登録機関情報は長崎県新型コロナウイルス感染症対策調整本部及び県内保健所に共有される。
- （3）この補助金は実施要綱「（11）医療機関・薬局等における感染拡大防止対策等支援事業」と

重複して補助を受けることができるが、「(10)新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」と重複して受けることはできない。

7 補助対象経費

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用。
ただし、従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。
- (2) 対象となる経費は、賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医療材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金で、令和2年4月1日以降に生じた経費とする。

8 補助上限額

補助額は、1医療機関あたり2,000千円を限度額とし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額とする。

9 補助率 10/10以内 ただし、予算の範囲内で知事が認める額

別紙様式第1号

新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の受入れに関する確認表（透析）

当院では、自院で定期的に血液透析を行っている患者において、「疑い患者」となった場合の透析受入れを行います。

「疑い患者」とは、新型コロナウイルス感染症が疑われる透析患者や濃厚接触者等になった透析患者。

《1》医療機関名

--

《2》所在地住所

--

【留意事項】

- ・本確認表に入力した情報をもとに、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」のリストを県が作成し、長崎県新型コロナウイルス感染症対策調整本部及び県内保健所と情報共有します。